

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去の検査結 による最大値 (mg/l) 〈浄水〉	施行規則に よる検査の 基本の回数	法施行規則第15条第1項第3号による検査回数の検討				過去の検査結 果による最大値 (mg/l) 〈原水〉	法施行規則第15条第1項第4号による検査省略の検討					検査計画		
				検査回数を減 らす場合の要 件	検討事項		検討結果		過去の検査結 果が基準値の 2分の1を超え たことがある か。	検討事項			検討結果	検査実 施回数	設定理由	
					水質が大きく 変わるおそれ があるか	過去3年間の 検査結果				減らすことの出 きる検査回数	原水並びに水 源及びその周 辺の状況はど うか。	浄水方法にて 除去できるか				薬品及び資機 材の状況はど うか。
1	一般細菌	100個/ml以下	4	1/月	不可			不可							12回/年	※3
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	1/月	不可			不可							12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	※1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	※3
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4/年	不可			不可						不可	4回/年	※3
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	4/年	※1	おそれなし	1/5超過	1/年						省略可	4回/年	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	※1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	※1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	消毒副生 成物であり、浄水 では省略 できない。
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
21	塩素酸	0.6以下	0.45	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
23	クロロホルム	0.06以下	0.049	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.008	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.005	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	0.002	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.065	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.005	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.013	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.0008	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4/年	不可			不可						不可	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	※1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.04	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.04	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	※1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	12	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
38	塩化物イオン	200以下	18	1/月	※2	測定未実施		不可						不可	12回/年	※3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	48	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
40	蒸発残留物	500以下	110	4/年	※1	おそれなし	1/5超過	1/年						省略可	1回/年	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	※1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000004	発生時期に1回以上/月	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						要検討	12回/年	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000004	発生時期に2回以上/月	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						要検討	12回/年	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	※1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4/年	※1	おそれなし	1/10以下	1/3年						省略可	1回/年	
46	有機物(TOC)	3以下	1.6	1/月	※2	測定未実施		不可						不可	12回/年	
47	PH値	5.8~8.6	8.1	1/月	※2	測定未実施		不可						不可	12回/年	※3
48	味	異常でないこと	異常なし	1/月	※2	測定未実施		不可						不可	12回/年	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	1/月	※2	測定未実施		不可						不可	12回/年	
50	色度	5度以下	2.0	1/月	※2	測定未実施		不可						不可	12回/年	
51	濁度	2度以下	1.5	1/月	※2	測定未実施		不可						不可	12回/年	

※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設備の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

※2 自動連続測定・記録を実施している場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることができる。

※3 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の検査回数で実施する。